

# 近代における月経観と女性の身体認識

馬 場 ま み

## 論要旨

本研究では、近世から近代の月経観をたどり、古代に形成された穢れ意識がどのように近世・近代に受け継がれ、どのような月経観が形成されたのかを明らかにし、その月経観が女性に何をもちたのかを考察する。

近世には、月経を穢れとみなし、その根底には血に対する穢れ意識が存在した。一方、月経を恥ずかしいものとして隠す意識はみられない。近代には、医学、衛生学による月経観が形成された。近代衛生学では、血の穢れと月経に対する穢れ意識は否定された。その一方で、月経期の女性は、身体が不潔になりやすく、病気や犯罪を引き起こしやすいとみなされた。また、女子教育論者は、女性の身体は月経周期に支配され、不安定で劣った身体であるとみなし、女性にその月経観を教育した。さらに、月経は、生殖に関することであるため、恥ずべき、秘すべきものであるという意識も生みだされた。近代に、月経を根拠に女性を劣ったものとみなす女性観が成立し、女性に自らの身体に対する劣等感を抱かせた。

## 一 序論

女性の身体に関わる月経や出産には歴史的にさまざまな意味づけがなされ、月経は、九世紀半ばから「穢れ」とみなされるようになった。月経に対する穢れ意識が形成されたことについて、西山良平は「九世紀には女性の地位が全般的に劣化し、その根拠の一部として『女性の穢れ』も確立していくのである」と分析し、成清弘和は、女性に対する穢れは「政治支配層が案出した（あるいは中国から導入した）女性抑圧のため

のイデオロギー装置という一面を持つものであったのではないか<sup>②</sup>と述べている。女性を差別し抑圧するものとして案出された穢れ意識は、時代によって変化しながらも近現代においてなお存続している。月経期の女性が神社に参拝することを忌避する風習や、出産や月経時に女性が産屋や月経小屋に籠る風習は、地域によって戦後まで残った。月経に関する聞き取り調査を行なった記録『私たちのリズム』<sup>③</sup>には、月経は日常生活のなかで「かくされている」ものであり、一九〇七年生まれの女性が月経の話をするのは「まったくのタブー」<sup>④</sup>であったと記されている。その意識は現代にまでつながっており、天野正子は、生理用ナプキンが登場したことは、「生理を「秘すべき、恥すべき、忌むべき」ものとする通念からの解放の第一歩となった<sup>④</sup>」と述べている。これらの記述にみられるように、月経をタブー視し、「秘すべき、恥すべき、忌むべき」ものとする意識は広く社会に浸透していた。月経を穢れとみる意識は九世紀に生みだされたとしても、月経をタブー視し、「秘すべき、恥すべき、忌むべき」ものとみなすようになったのはいつからで、どのようにしてこのような意識が形成されたのだろうか。

本稿では、近世から近代の月経観をたどることにより、古代に形成された穢れ意識がどのように近世・近代に受け継がれ、どのようにして「秘すべき、恥すべき、忌むべき」月経観が形成されたのかを明らかにしたい。さらに、このような月経観が女性に何をもたらしたのかについても考察する。考察にあたっては、近世の女性に対する教養書である女訓書、および、近代の女子教育書を用いることにより、女性に対してどのような月経観が教育され、そこにどのような特色があるのかについてもみていく。女訓書や女子教育書は、それぞれの時代の女性観を反映しているため、これらの書物にみられる月経に関する記述を分析することにより、月経観を女性観と関係づけて考察することができると考える。

よく知られているように、明治政府は一八七二（明治五）年の「太政官布告」で月経を穢れとみなさないこととした。明治期の知識人は、月経を衛生や医療と結びつけ、近代的な知識で論じた。近年の月経研究では、近世までは穢れとの関係で論じられ、近代には西洋の医学、衛生学との関係で論じられることが多い<sup>⑤</sup>。近代の衛生学からみた月経については、以下のことが明らかにされている。田口亜紗は、『生理休暇の誕生』で、近代になって月経に対する考え方が「不浄観念」<sup>⑥</sup>から「衛生観念」へと変化し、一九〇〇年頃に、月経についてそれまでとは異なる言説がみられるようになったと指摘している。この時期には、正しい月経知識による身体管理を怠ったものは病気を患うことが科学的説得性を帯びた言説によって脅迫され、さらに、異常な月経は医師の診断と治療が必要な問題として「医療化」の対象となったとされる。また、田中ひかるは『月経と犯罪』で、月経を有する女性の身体的、心理的特性と犯罪論を結びつける言説が形成された過程を明らかにしている。

これらの研究により、近代には、西洋の思想によりながら、近世の穢れとは異なる月経に対する意味づけがなされたことが明らかにされた。

そこで、本研究では、近代に衛生や医療の知識によった月経観が形成されるなかで、「秘すべき、恥すべき、忌むべき」という月経観がどのように形成されたのかを明らかにし、近世とは異なる近代の月経観の特色をみていく。さらに、現代にまで続く「秘すべき、恥すべき、忌むべき」という月経観が、女性に何をもたらしたのかについて考察する。

## 二 近世における月経観

月経は、九世紀半ばから「穢れ」とみなされ、その月経観は近世にも引き継がれた。本章では、幕府によって定められた「服忌令」の規定と女訓書にみられる月経の記述から、近世において月経をどのような穢れとみなしていたのかについてみていくこととする。

幕府は一六八四（貞享元）年に「服忌令」を定め、御三家、諸大名、諸役人らに公布した。この「服忌令」は、「中国の儒教的な喪服制度に倣い、家族親族間の序列を明確にし、家族親族秩序を整然とさせることによって、ひいては幕藩制身分階層秩序の維持強化をめざしたもの」であり、さらに、「東照大権現と將軍に穢を及ぼすべきでないとして將軍家の權威を高め、幕藩制秩序確立の一助とする」という服忌令の意義（穢の側面）を、さらに徹底させると同時に、儒教的な礼制に倣って、家族親族秩序を明確にして身分秩序の維持強化をはかるという意義（礼の側面）<sup>7)</sup>があったとされる。すなわち、「服忌令」制定の主目的は、幕府の身分階層秩序の維持強化と幕府の權威づけにあり、中国儒教の喪服制度に倣って制定された。「服忌令」に定められた「穢の事」の項目は、以下の通りである。<sup>8)</sup>

産穢	父七日 母三十五日
流産	父三日 母七日
血荒	行水次第
死穢	行水次第
踏合	行水次第

「血荒」は早期の流産の穢れであり、「踏合」は死者のでた家や出産があった家に行つて伝染する穢れである。幕府の「服忌令」に、月経を穢れとする規定はみられない。江戸幕府の「服忌令」では、産穢、流産ともに日数が規定され、女性のみならず、父親である男性にも穢れがみられる。すなわち、産穢や流産は、その期間のみの穢れであり、女性そのものを穢れとはみなさないこと、女性のみを対象とする穢れではなく、男性にも及ぶ穢れとみなされていたことがわかる。幕府の「服忌令」の規定は、そのまま町触れとして公布されたことから、江戸や幕府直轄地では、町人の日常生活においても、「服忌令」と同様の穢れの規定となった。<sup>9)</sup>

幕府は、「服忌令」以外に、東照宮参社や霊廟参詣などで穢れを忌避する法令を別に制定した。その法令では、月経を穢れとし、月経のある女性と前夜暮六ツ時から同座同火してはならないと制定している。また、血に対する穢れを広く規定し、灸をすえたものや針を打つて出血したものの、三滴以上の出血も穢れとしている。<sup>10)</sup>このことから、神社などに対する穢れの根底にあるのは、血に対する穢れ意識であることがわかる。

一方、神社の服忌令には、産穢とともに月経の穢れが規定されている。一六四五年の『神祇道服忌令秘抄』には、「産穢類之事」のなかに次のような記述がみられる。

女房の月水穢七日憚なり。八日目より神事の人と同座同火不憚者也。本人神社参詣は、十一日めに可参也。若七日以後猶いまだ月水あらば、その日一日憚也。血あがりて後二夜三日の神事をして可参也。<sup>11)</sup>

神社では多くの場合、月経の穢れは七日と規定されている。この規定においても、穢れは血に対してであり、女性そのものを穢れとみなしたり、月経期間以外の女性を穢れとみなしたりはしていない。

さらに、幕末の随筆『卯花園漫録』には、次のように書かれている。

近世江戸大坂ともに、小女、あかき切にて髪をば結はへ申候。是は内裏にて経水の女を、別家へ被<sub>レ</sub>遣候へども、御無人の節は、七日過候て御免被<sub>レ</sub>成候へども、髪をあかき切にて結はへ申候。是不浄の印也。<sup>12)</sup>

月経期の女性の髪に赤い布を結んで不浄の印とし、月経であることがわかるようにしたという。当時、月経は穢れとみなされ、同座同火を避けなければならないと考えられていた。避けるためには、その女性が月経期間であることがわかる必要があり、月経を隠すという意識はみられない。共同体で生活するなかで、女性は、月経期間を明らかにすることを強いられたのである。

次に、女性に対する教養書である女訓書の月経に関する記述をたどり、月経についてどのように教育したのかをみていく。

まず、『姦入女重宝記』（一六九二年）をとりあげる。『姦入女重宝記』は、女性に関する総合的な教養書と位置づけられ、月経について、「およそ懐妊といふは、経水ありたる月より十月めをうみ月とするなり」と、妊娠出産と関係づけて説明されている。さらに、月経不順と薬に関する記述もみられ、「帯下」「しら血長血」には梅干しや昆布、鶴の黒焼きなどを用いると書かれている<sup>13</sup>。

「穢れ」との関係では、次の記述がみられる。

女中方服忌令

月水のけがれ、七日は、かるべし。十日めより神へまいるべし。産のけがれ、父七日母は三十五日なり。八日めよりは出入、同座同火の人は、二夜三日をへだてて神に参るべし<sup>15</sup>。

月経の穢れは七日であり、同座同火の人は、三日後から神に参ることができるとする。また、「産の時いむべき衣裳並にいむもの」の項目には、「わきがのくさき人、経水ある女ぼう、あら忌の服ある人、くさきものくいたる人、此ほか何にてもけがらはしき事産屋へ入べからず<sup>16</sup>」とあり、産屋に月経のある女性は入らないこととした。

『姦入女重宝記』以外の女訓書にも、以下のように月経の穢れを七日間とする記述がみられる。

『女諸礼集』一六六〇年

女ぼう月水のけがれ、七日はばかるべし。八日めより神事の人同座あひ火くるしからざるもの也。ほん人かみへ参ることは十日十一日めよりはばからず<sup>17</sup>。

『女諸礼綾錦』一七七二年

経水の穢は七日なり。十日めより神社へ参詣くるしからざるなり。<sup>18)</sup>

『日用重宝記』一八二九年

死喪の穢は云に及ず、産穢、流産、血荒の穢等は元文御改正服忌令にくわしければ是を守るべし。其外に世俗獸を食たる穢、婦人月経の穢等<sup>19)</sup>のことあり。

女訓書では、月経の穢れを七日と定め、その間の神事の人の同座同火、神社への参詣を禁止している。江戸時代中期の井原西鶴の小説『好色一代女』には、「貴人の御小袖など仕立てあげけるには、そもく針刺の数を改め置きて、仕舞ふ時、又針を読み、よろづを大事に掛け、殊更に身を清め、さほりある女は、この座敷出べき事にあらず<sup>20)</sup>とある。身を清めて入る衣服の仕立て部屋に月経期の女性は入れなかつたのであり、女訓書の記述にみられる月経に対する穢れ意識が、女中奉公の生活のなかで機能していたことがうかがえる。

女訓書では、神社の服忌の規定と同様に月経の穢れを七日と規定している。女訓書は、幕府の「服忌令」や町触れに規定されていない穢れを、女性に対して教育する役割を果たしていた。

以上のように、近世には、月経の穢れは血の穢れに基づくものとされ、月経期間が過ぎれば穢れとはみなさず、女性そのものを穢れとみることはなかった。また、月経の穢れを避けるためには、月経であることが人々にわかる必要があるため、月経を「秘すべき、恥すべき」という意識はみられない。月経を「忌むべき」ものとみなす考え方は、月経に対する穢れ意識に由来すると考えられる。

### 三 近代における月経観

#### 三―一 医学・衛生学にみる月経

近代には、女性の健康な母体は国家にとって重要だとみなされるようになり、月経も国家的な視点から論じられるものとなった。<sup>21)</sup>『婦人衛生雑誌』二四五号（一九一〇年）の「月経の話」には、月経は妊娠につながるため国家にとって重要なことであると、以下のように述べている。

月経は妊娠の本である。(中略) 此妊娠といふことは種族繁殖といふことに欠くべからざることで、此がなかつたならば人口の繁殖も出来ず、国の富強を保つことも出来ないであります。此大切な婦人の任務の本をなす月経であるから余程此辺に就ては御注意にならなければならぬのであります。<sup>(22)</sup>

明治政府は、「太政官布告」で月経に対する穢れ意識を否定し、西洋の医学、衛生学を導入し、近世とは異なる月経観を形成していった。では、近代の衛生学では、月経と「不浄」「不潔」の関係をどのように論じたのだろうか。衛生書では、月経は「穢れ」「不浄」ではないことが繰り返して説かれた。『婦人衛生雑誌』二一九号(一九〇八年)には、以下のように書かれている。

女子の月経を目して「不浄である」と云ふたのは昔のことで、医学上から云へば生理上無くてならぬ作用であれば、月経の時神仏に詣ても憚りなく、平然として心を落ち付け、物に怯じ事を苦慮するにも及ばない。<sup>(23)</sup>

月経を不浄ではないと説く記述は他にもみられ、これらの多くは、次のように、月経血の不潔を否定している。

『婦人衛生雑誌』八九号、一八九七年

昔は月経を以て体中の不潔物を排泄するの機能なりとしたり。故に月経中は身体穢る、と云ひたり。然れども不潔の不要品に非らず<sup>(24)</sup>

『婦人衛生雑誌』一三七号、一九〇一年

殊に月経の時に血液が下ることは、不潔な物が下ると云ふ考を以て、不潔であると思つて居ることは、殆ど野蛮な国でも開明な国でも同じであるやうであります。それは日本などでも不浄と言ひ、西洋では潔めると云ひ、毎月此不浄の血が去つて仕舞つて体を潔めると云ふ考を有つて居ります。併ながら是は別段其血が汚ない血でもなんでもない、人間の体から出る他の血と少しも變つて居らぬ、少しも不潔でない。是は人間の生理的の働きて、凡そ四週間に一遍づ、定期性に來る所の生理的の出血である。<sup>(25)</sup>

『婦人衛生雑誌』一五六号、一九〇二年



血液のであるのは大切な子宮と申す奥の院の内面を被ふ粘膜の血管が破ぶれるによるので、謂はゞ皮膚に負傷して出血すると同様です。<sup>26)</sup>

月経時の血が不浄、不潔であるという考え方を否定し、月経以外の出血と同じで不浄な血ではないことを繰り返して述べている。

このように何度も書かれたのは、月経血に対する穢れ意識が、近代になっても残っていたからである。「婦人は何故に不浄なるか」(一九〇六年)には、「仏教が斯く婦人を不浄視するに至りし根本原因は、余の考に拠れば、たゞ其月経に在る<sup>27)</sup>」と書かれている。成清弘和も指摘するように、近代の穢れ意識は宗教と結びついていたため、近代衛生学に基づく考え方が啓蒙されても、人々は穢れ意識を根強くもち続けた。

近代衛生学では、月経血の不浄、不潔を否定する一方で、月経時には「清潔にすると云ふことが大変必要」(『婦人衛生雑誌』一三七号)であると考えられた。また、月経時は身体が不潔になりやすいとされた。『婦人衛生会雑誌』三五号(一八九二年)には「一体月経と云ふものは大不潔のものであつて始終其部を清潔にして居ることはどうしても出来ない<sup>28)</sup>」と書かれている。月経時に身体が不潔になりやすいという記述は他にもみられ、『処女の衛生』(一九〇六年)や『衛生美容術』(一九〇七年)には、次のような記述がみられる。

近來学者の実験に徴すれば、月経時には膈内の自然防御力著しく減殺せらるゝものなり。故に経血を不潔の紙片、布片等を以て拭ひ、又は居止動作凡て平常の如く処し、少しも摂養を加へざるときは、往々遂に生殖器疾病を誘因するに至ることあり。<sup>29)</sup>

身体の清潔は月経期の時殊に必要である。月経期の時は分泌物が平生よりも強く、且厭ふべき臭気を発し、時として身体に頗る不愉快な特殊の臭気を発し、呼出する臭気も亦不愉快である。されば、注意して身体を清潔にし、殊に毎回数回能く陰部を洗はねばならぬ。<sup>30)</sup>

月経時に適切な処置をしなければ不潔になり、厭うべき臭気を発し、また病気になることとされる。月経期間は、身体が不潔になりやすい状態であることが強調されている。

以上のように、月経血を不潔、不浄とする考え方を否定する一方で、近代的な衛生学では月経時の身体は不潔になりやすいとされた。月経血という血ではなく、月経期の女性の身体そのものを不潔と結びつける考え方が、近代の衛生学から生みだされたのである。

月経期の身体を不潔と結びつける月経観に加えて、女性の心身の病気を月経と結びつける考え方も生みだされた。田口亜紗は、明治期に大量



に出版された家庭医学書や女性雑誌などで、「それまで病人としてはみなされることなかった月経期の女性を、脆弱で病理的なものとみなすという、新たな月経観・身体観<sup>(33)</sup>」が生みだされたと指摘している。すなわち、一九〇〇年頃から、「正當な月経知識の実践を怠ったものは病気を患うことが、科学的説得性を帯びた言説によって脅迫<sup>(34)</sup>」されるといふ現象が生じたのである。月経が女性の心身の病気を引き起こすという記述は、『婦人衛生雑誌』にも繰り返しまられ、その病気について、次のように述べている。

月経が参りますと二百五十瓦の血量が下りるためには前に申しました通りに血行機特に心臓の動作に異常を来すのであります。それであるから月経の症状として動悸がするといふことがございます。(中略)或は胃の症状を起す。近來の著書に依ると月経時には特に胃液の分泌量が増加して殊に塩酸の過剰を来すといふことが書いてあります。(中略)其他神経症状、当時世間に頻りによくあるヒステリーといふやうな症状が参ります。<sup>(35)</sup>

さらに、月経は犯罪をも引き起こすとされた。<sup>(36)</sup>『婦人衛生雑誌』には、繰り返し月経と犯罪の関係について書かれている。

「月経の身体及び精神上に及ぼす影響に就て」三三三三号、一九一六年

三越或は白木屋等に於て比較的的教育ある婦人或は相當の位置を有する奥様又は令嬢方が万引をする事があると云ふことを時々耳に致すが、此れは自殺者の場合と同様、月経時に内部的の精神に多少影響を蒙り、(中略)。此他夫婦間の不和喧嘩、窃盜、殺人罪中詳細に調べたなら、恐らく月経と關係を有する場合が多いことと思ふ。<sup>(37)</sup>

「月経初潮時の注意並に処置に就て」三七九号、一九二五年

初経が来潮するに際し偏頭痛、心窩苦悶、「ヒステリー」、癲癩、舞蹈病、齒痛、躁狂、鬱憂狂等を起し、又はその症状が増悪することがあります。故に神経的又は精神的に薄弱なる婦人は月経時に当り発作的に心身の異常を呈しまして万引又は窃盜等の犯罪をなすことは稀れでありません。斯くの如く月経時には精神的及び肉体的活動力が著しく鈍くなりますから、肉体並びに脳及び神経系統の休養をはかることが大切であります。<sup>(38)</sup>

月経が身体的、精神的な変化をもたらし、目、呼吸器、消化器、皮膚に症状がみられ、ヒステリー、癲癇や舞踏病などの発作、自殺や夫婦間の不和喧嘩、窃盗、殺人などにも関係することが多いと書かれている。月経が心身の病氣や自殺、犯罪をも引き起こすことが、近代医学の知識として繰り返し説かれたのである。

以上のように、近代医学、衛生学による月経論では、月経血は不潔ではないが、月経期間は身体が不潔になりやすい状態だとされた。さらに、月経は心身の病氣をひきおこし、自殺や犯罪にも関係すると論じられた。近世は、血に対する不浄観が月経に対する穢れ意識の根底にみられた。近代には、月経血の不潔、不浄を否定する一方で、月経期間の女性の身体そのものが不潔になりやすく、病氣や犯罪を引き起こす不安定な状態だとみなされた。血ではなく、月経期の女性の身体そのものを厭う考え方が、近代医学、衛生学のもとで形成されたのである。

### 三二 女子教育書にみる月経

本節では、女子教育論にみる月経に関する記述をたどり、医学、衛生学にみる月経観との違いを検討し、女子教育論がどのような月経観を女性に教育しようとしていたのかをみていく。多くの女子教育論を著した下田次郎は、『女子教育』（一九〇四年）で以下のように述べている。

記憶は身体の健康及び新鮮と関係がある。不健康のもの、疲労した者は能く覚えぬ。良き栄養を受けるものは能く覚える。婦人は貧血を起し易いが、是は記憶には不利である。月経と記憶の関係を調べたものは見当らぬが、恐らく月経の間は記憶が落ちはすまいか、之も一つの面白い試験である。<sup>39)</sup>

女子はこれまで教育らしい教育を受けなかつた。それが今日急に高等な教育を受けるようになったために、その害は男子よりも大である。今日の学校は女子の精神を苦むることが非常である。学問は出来る、その代りには月経不順、顔色蒼白、身体及び精神の衰弱を起して、終には死ぬるものがある。<sup>40)</sup>

月経中は記憶力が低下するのではないかと述べ、高等教育を受けるようになったため、女性は月経不順になり心身を衰弱させているという。さらに、次のような記述もみられる。

男女に於ける血の比重の最も著しき相違は、発情期に於て認められる。月経の最初の現出は血の比重を低め、月経毎に少し比重が下るようである。女子にあつては十五から二十二年の間に甚だ血が薄くなることがある。<sup>(11)</sup>

月経は唯其時だけの孤立した現象ではないと云ふを認むるに至つたのは、近年の事である。婦人の身体は常に変化しつゝ、あるので、月経は一ヶ月を通して、女子の心身に影響する生理的循環の絶頂に達した印の、外に現はれたものに外ならぬのである。<sup>(12)</sup>

女性は、初潮から閉経までの間、血の比重が下り、血が薄くなることがあるという。西洋の科学的知見を紹介しながら月経について解説し、月経はその時だけの現象ではなく、女性の身体の循環に関係すると述べている。同様の主張は、他の女子教育論にもみられる。

伊賀駒吉郎『女性大観』(一九〇七年)

近來學者の研究によると婦人の身体は年中常に変化しつゝ、あるもので月経は一ヶ月を通じて女子の身体に影響する生理的循環の頂上に達した徴候が外に現はれたものに外ならないのである。

彼の女子に男子と同等の智育を施し男子と同等の職業に従事せしめんとする論者の如きは實に此の女子特有の生理的現象(隨て心理作用に大關係ある)の根本義を了会せないもので其動機は女子に味方するにあらうが實は女性を殺し併せて人生を危くするの結果を生ずるものである。

成瀬仁蔵『女子教育改善意見』(一九一八年)

共学問題を考ふるに当り、今一つ主要の点がある。それは女子の健康増進、活力永続といふことである。女子の身体は男子に比して変化多く、且つ音律的に発達するものであるが故に、毎月潮来する月経時、又は十年位毎に循環し来る厄年等に於ける身体の状態は、最も細心なる注意を要するのである。若し男子と競争する為に、其の音律に順調せざる生活を営み、過度の勤勞を為し、又は四圍の事情の刺激によりて、懊惱勞苦するが如きことあらば、女子の生活力を障害すること決して少なからざるべく、殊に所謂試験學問の弊は、女子に取りては一層其の健康を害する原因となる。

女性の身体は月経の生理的循環の影響を受けていること、高等教育や学問、職業につくことが女性の健康を害することが繰り返して説かれている。『女大学新旧問答』<sup>(45)</sup>（一九二三年）には「男女特質」の「身体的差異」について、「女子は月経の為め其前後を通じて約十五日間は異状を呈す。故に二十七日の内十五日は活動に不適當なり。随て継続を要する義務負担は難事」であると述べ、「情的差異」の一つに、「月経の為め感情強くして克己力を失ふ」ことをあげている。月経期間とその前後の身体を「異常」とみなし、月経の影響により、女性は感情が強く、克己心がないとみなされ、女性の身体が劣等であると説いた。

女子教育論にみられる月経観の特色は、女性の身体は常に月経の生理的循環の影響を受けているとする点にある。衛生学では、月経期を特別な期間とみなし、その間の養生の大切さを説き、その期間に病気になるやすく犯罪を引き起こしやすいと説いた。しかし、女子教育論では、女性には月経期間のみ月経の影響を受けるのではなく、女性の身体そのものが月経周期に支配されているとみなした。そして、身体が月経に支配されている女性が高等教育を受けることや職業につくことは有害だとして、女性を学問や労働の場から排除した。月経を根拠にして、女性は学問や労働に耐えられない劣った存在だとみなし、女性そのものを劣位に位置づけた。さらに、教育者や知識人が、この月経観、女性観を科学的に正しい知識として女性に教育し、女性自身に、自らの身体を劣等のもつとみなす意識を植えつけた。

医学、衛生学で論じられた月経は、月経期間に心身に異常をきたしやすいというものであった。月経期間を異常な期間とみなし、その期間の養生を重視した。一方、女子教育論では、女性の身体は常に月経による生理的循環の影響を受けているとし、女性の身体そのものを、月経に支配される劣等の身体であるとみなした。医学、衛生学では、月経が女性の身体に及ぼす影響を主眼とした月経論が展開され、女子教育の場では、月経を根拠にして、劣った身体をもつ女性という女性論が展開されたのである。

### 三―三 月経を秘匿する意識の形成

近世の女訓書では、月経を恥ずかしいもの、隠すものという意識はみられなかった。これは、月経を穢れとする社会では、女性が月経期間であることを周知の人々が知る必要があったためでもある。同座同火しないためにも、月経中であることは共同体の人々が知らなければならなかった。しかし、近代には、月経は恥ずかしいもの、秘匿するもの、口にしないことという意識が形成された。本章では、こうした意識がどのような形で形成され、それが女性に何をもちたらしめたかについて考える。

月経を秘匿するという記述は、近代の早い時期からみられる。一八七九年に出版された『婦女性理一代鑑』は、アメリカ人ジョー・エッチ・ナフェースの著作の翻訳書であり、以下のような記述がみられる。

月経は母となるの前兆にして、現時及び後日の健康は偏へに此の安全なる循環の上に管与り又婚姻の幸福産床の平安及び児子の体質は多少此事に關係ると云ふことは、未だ考識なき処女又年長なる婦人さへも了解すること稀なり。故に、自分固有の事に適當注意を慢る婦人は、自分及び他人に負ひたる義務を破るに至る。是故に、人の母たる者は此事の重大なる所以を其女兒に銘肝しめんこと余が所望にして、偽慎の爲めに此事を秘匿なかれ。女子の初て月経を發する時には、殊更に注意せずんばあらず。故に、母たる者は婦人の生涯には如斯の事あるべしと云ふを前以て其兒に知らしむること肝要なり。是れに由て女兒の無用に恐懼ことを防ぎ或は年少女子の月経を知らずして常ならざることと思ひ之れを禦がん爲め有害となるべき所置を爲すことを予じめ防止すべきなり。<sup>(16)</sup>

月経は出産に関わる重大事であり、母は女兒にその重大さを教えることが肝要であり、そうすれば女兒が月経のことを知らずに不適切な処置をしてしまうことを防止できるという。さらに、月経のことを秘匿するのは「偽慎」であると書かれており、月経のことを秘匿することが広く「慎み」とみなされていたことが読み取れる。この翻訳書に書かれているように、西洋では、月経は重大事であるため母が娘に教えなければならぬものであり、一方で、秘匿すべきものであるとされた。この月経観が、翻訳書などを通して日本に紹介された。月経を秘匿するという記述は、西洋の翻訳書に続き、以下のように様々な書物にみられるようになる。

『家庭衛生』一八九四年

月経の事たる婦人の隱事に属するが故に何人も之を云ふものなく、之を聞くものなく、之を尋ねんに教ゆる者もなきより、遂に不注意千万なる取扱を爲して種々なる不幸を招くは、実に婦人の爲に悲しみて余りあることなり。<sup>(17)</sup>

『婦人衛生雜誌』一三七号「婦人に必要な衛生上の注意」一九〇一年

何処の国へ往ても、野蛮国でも文明の国でも、婦人が月経のことを語ることは矢張り恥づべきことのやうになつて居ります。<sup>(18)</sup>

『婦人衛生雑誌』二四五号「月経の話」（一九一〇年）

此時代に於ける方々は一般の習慣として月経であるとか経水であるとかいふことを大変嫌ふ習慣があります。是は西洋でも同じ事で此事を口にするのを嫌つて居る。<sup>(49)</sup>

『女子宝鑑』「月経の注意」（一九〇六年）

素より陰秘の事、妄りに口外するは風教上宜しく避くべきことではあるが、（中略）。

少女自身もよく母や姉或は監督者に相談して安心を求めるとよい。かゝる事を口にするのは兎角恥しさが先きに立ちて思ふやうに云へぬものであるが、これは一般婦人の通有で決して恥づべきでない。<sup>(50)</sup>

一八九〇年代には、月経のことを口にしない、恥ずかしいという意識が形成されていたことが読み取れる。女性が月経のことを口にしないということは、時代が下るほど浸透し、一九二〇年代には、女性は月経のことを「隠蔽せんとするを常とするより、習慣性と成て、虚偽を何んとも思はざるに至る」<sup>(51)</sup>（『女大学新旧問答』一九二三年）と書かれるなど、月経を隠すことは当然のこととされた。

では、なぜ月経を秘すべきものとみなしたのであるか。まず、西洋で秘すべきものとしていたからというのが、その理由である。さらに、秘匿する理由は、月経が生殖に関することだからとされた。『婦人衛生雑誌』二四七号（一九一〇年）には、「日本の習慣として、又一般の習慣として、生殖の事に就て口にすることを嫌がつて居る。病気があつても成るだけ言はぬ。月経さへ言はぬのですから」と書かれ、生殖に関することとは言わないという。『最新女大学』（一九〇一年）には、「女子たる者、子宮病月経の話は、医師の外、他人と談話すべからず」とあり、<sup>(52)</sup>月経が子宮病と併記されている。生殖に関する話題を避ける一環として、月経については口にしないことが求められたのである。<sup>(53)</sup>

女性に対して、月経は恥ずかしいという規範を教育し、さらに、「女子と云ふものは、男子よりも多く羞恥心に富んで居るのは、人のよく知る所であります」<sup>(54)</sup>（『家庭教師としての母』）と、羞恥心をもつのが女性の特性だと教育した。女性は、生殖に関係する月経は恥ずかしいことである、羞恥心を強く持つのが女性の特性であると教育され、月経を恥ずかしいものとしてタブー視する意識をもつようになった。

月経は国家に関わることであり、女性自身にとっても健康と幸福に関わる重大事とする一方で、月経は「恥ずべき」「秘すべき」ものであると教育された。この教育により、女性は、月経に支配された不安定で劣った身体であるという意識と、その現象をもたらす月経を恥ずかしいもの



とみなす意識を内面化していった。

近代には、女性の身体は、病気や犯罪をひきおこす月経に支配され、学問や労働に耐えられない劣等の身体であるとみなされ、その月経を「秘すべき、恥ずべき」ものとしてタブー視する意識も形成された。さらに、近世から続く月経に対する「不浄」意識も根強く残り、月経を「忌むべき」ものとみなした。近代に、月経を「秘すべき、恥ずべき、忌むべき」ものとみなす意識が形成され、その考え方が女性に教育された。女性性は、自分自身の身体を、「恥ずべき、忌むべき」月経に支配された劣等の身体とみなす意識を植えつけられたのである。

#### 四 まとめ

近世の江戸幕府の規定では、月経を穢れとみなし、月経期の女性と同座同火することを制限した。月経を「穢れ」と結びつけて「忌むべき」ものとし、月経期の女性を公の場などから排除し、女性を差別する根拠とした。月経に対する穢れ意識の根底には、血の穢れがある。そのため、穢れは月経期間に限定され、月経期間を過ぎると神社に参詣することなどが制限されることはなかった。

近代において、穢れは宗教と結びついてとらえられ、月経に対する穢れ意識は根強く残った。近代衛生学では、月経血の穢れを否定する一方で、月経期間は身体が不潔になりやすいと考えられた。すなわち、月経血ではなく、月経期の女性の身体そのものを不潔になりやすい状態とし、月経期間には心身の病にかかりやすく、犯罪を引き起こしやすいとみなした。月経期間は心身が不安定な状態になるという近代衛生学による月経観は、女子教育論の場で、新たな展開をみせる。それは、女性の身体は、月経期間だけではなく、常に月経周期に支配され、学問や就労にたえられない不安定で劣等な身体であるという考え方である。さらに、月経は、生殖に関わることなので「秘すべき、恥ずべき」ものであるという考え方も生みだされた。

女子教育論者は、近代衛生学を基本にすえながら、新たな解釈を加えて月経論を展開し、より差別的な月経観、女性観をつくりあげた。そして、高等教育を受けることや職業につくことが女性にとって有害であるとする根拠に月経を用いて、女性を学問や労働の場から排除した。さらに、この月経観、女性観を、科学的に正しい知識として国家や知識人が女性に教育し、女性自身に、自らの身体を劣等のものとみなす考え方を強固に植えつけた。

以上のように、月経を「秘すべき、恥すべき、忌むべき」ものとしてタブー視し、月経のある女性の身体そのものを劣等の身体とみなし、女性を劣位に位置づける考え方は、近代に形成されたのである。

本論考では、近世では儒教思想に基づく女訓書を取りあげ、近代では西洋から導入した衛生論、女子教育論にみられる月経観について考察した。しかし、近世には「血盆経」の流布などにより、儒教とは異なる月経観が人々に浸透していたことが明らかにされている。これらの月経観をも考察の対象とし、女性の生理現象を根拠に女性を差別する意識がどのように形成され、女性にどのように教育されたのかを跡づけていくことが、今後の課題である。

#### 注

- (1) 西山良平「王朝都市と女性の穢れ」『女性史総合研究会編』『日本女性生活史一原始・古代』東京大学出版会、一九九〇、二一五頁
- (2) 成清弘和『女性と穢れの歴史』塙書房、二〇〇三、九七頁
- (3) 女たちのリズム編集グループ編『女たちのリズムー月経ーからだからのメッセージ』現代書館、一九八二、九・一〇四頁
- (4) 天野正子・桜井厚『モノと女』の戦後史ー身体性・家庭性・社会性を軸に』有信堂高文社、一九九二、六七頁
- (5) 近代の月経、女性の身体に関しては、主に以下の研究を参照した。  
成田龍一「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」『女性史総合研究会編』『日本女性生活史四 近代』東京大学出版会、一九九〇  
川村邦光『オトメの身体ー女の近代とセクシュアリティ』紀伊國屋書店、一九九四  
荻野美穂『ジェンダー化される身体』勁草書房、二〇〇二  
田口亜紗『生理休暇の誕生』青弓社、二〇〇三  
田中ひかる『月経と犯罪ー女性犯罪論の真偽を問う』批評社、二〇〇六  
田中ひかる『生理用品の社会史』ミネルヴァ書房、二〇一三
- (6) 注5に同じ、田口亜紗『生理休暇の誕生』、四三頁
- (7) 林由紀子『近世服忌令の研究ー幕藩制国家の喪と穢』清文堂出版、一九九八、四九頁
- (8) 同、二〇頁
- (9) 注2に同じ、一六二頁
- (10) 注7に同じ、五五頁
- (11) 『神祇道服忌令秘抄』『続群書類従・第三輯下 神祇部』続群書類従完成会、一九八八、八五六頁  
史料の引用に際しては、一部句読点を加え、一部の漢字を当用漢字に、一部の片仮名を平仮名に、一部の平仮名を漢字変えた。
- (12) 『卯花園漫録』『日本随筆大成第二期二三』吉川弘文館、一九七四、一四頁
- (13) 『多人女重宝記』『家政学文献集成続編江戸期Ⅳ』渡辺書店一九七〇、二四六・二四八頁

- (14) 同、二五七頁
- (15) 同、二五二頁
- (16) 同、二四九頁
- (17) 『女諸礼集』『江戸時代女性文庫六一』大空社、一九九七
- (18) 『女諸礼綾錦』『江戸時代女性文庫四〇』大空社、一九九五
- (19) 『日用重宝記』『重宝記資料集第一巻』臨川書店、二〇〇六、一六〇頁
- (20) 『好色一代女』『日本古典文学全集三八』井原西鶴集一、小学館、一九七一、五一六頁
- (21) 荻野美穂『ジェンダー化される身体』、田中ひかる『生理用品の社会史』など。
- (22) 『婦人衛生雑誌』二四五、一九一〇、三頁
- (23) 『婦人衛生雑誌』は、大空社『婦人衛生雑誌』(全三六巻、一九九二年)を用いた。
- (24) 『婦人衛生雑誌』二一九、一九〇八、一二頁
- (25) 『婦人衛生雑誌』八九、一八九七、二二頁
- (26) 『婦人衛生雑誌』一三七、一九〇一、四頁
- (27) 『婦人衛生雑誌』一五六、一九〇二、三四頁
- (28) 中尾清太郎「婦人は何故に不浄なるか」『家庭雑誌』四一八、一九〇六、三〇頁
- (29) 成清弘和『女性の穢れの歴史』五六頁
- (30) 『婦人衛生雑誌』一三七、一九〇一、五頁
- (31) 『婦人衛生会雑誌』三五、一八九二、一〇一―一頁
- (32) 前田待三『処女の衛生』一九〇六、一八一―一八二頁
- (33) 近代の衛生書は、国立国会図書館近代デジタルライブラリーによる。  
ウオーカー著、田村貞策訳『衛生美容術』一九〇七、一六五頁
- (34) 田口亜紗『生理休暇の誕生』八頁
- (35) 『婦人衛生雑誌』二四五、一九一〇、四頁
- (36) 同、四三頁
- (37) 田中ひかる『月経と犯罪―女性犯罪論の真偽を問う』に詳述されている。
- (38) 『婦人衛生雑誌』三二三、一九一六、八頁
- (39) 『婦人衛生雑誌』三七九、一九二五、三一―四頁
- (40) 下田次郎『女子教育』『近代女子教育文献集七』日本図書センター、一九八三、一五四頁
- (41) 同、四一―三頁
- (42) 同、六三頁
- (43) 同、四四―四頁

- (43) 伊賀駒吉郎『女性大観』『近代女子教育文献集七』日本図書センター、一九八三、二〇五・二〇九頁
- (44) 成瀬仁蔵『女子教育改善意見』『近代女子教育文献集七』日本図書センター、一九八三、七七―七八頁
- (45) 川谷致秀『女大新問答』『女大資料集一八』大空社、二〇〇五、九二・一〇八頁
- (46) ジョー・エッチ・ナフェース著、堀誠太郎訳『婦女性理一代鑑』一九九七、四五頁
- (47) 『家庭衛生』一八九四、七九
- (48) 『婦人衛生雑誌』一三七、一九〇一、四頁
- (49) 『婦人衛生雑誌』二四五、一九一〇、九頁
- (50) 大西啓太郎『女子宝鑑』一九〇六、一三五・一四〇頁
- (51) 注45に同じ、一〇〇頁
- (52) 『婦人衛生雑誌』二四七、一九一〇、六頁
- (53) 『最新女大』『女大資料集一〇』大空社、二〇〇四、八四―八五頁
- (54) 『家庭教師としての母』『近代女子教育文献集一一』日本図書センター、一九八四、一三三頁